

## 第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

### 1 意見募集期間

令和8年2月17日（火）から3月18日（水）まで

### 2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号、市ホームページ及び市公式LINE

### 3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 行政経営課における閲覧

### 4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

### 5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 これまでの行財政改革の取組について	0	0	0	0	0	0
2 本市の状況	0	0	0	0	0	0
3 社会状況の変化	0	0	0	0	0	0
4 本市が目指すべき行財政運営の姿	1	1	0	0	0	0
その他全般	2	0	1	1	0	0
計	3	1	1	1	0	0

#### ※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組において参考とさせていただくもの
- D：計画に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画(案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	全体	—	第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画に基づく各取組について市民の意見を反映することはできないか。	B	仕事の改革における、行政手続等に関する市民満足度割合を指標とするなど、市民ニーズを成果指標とし、これに対する外部評価を得ることによって対応しています。
2	全体	—	業務量調査を行い、業務と職務を明確化したうえで、各部署における定数を定め、そのうえで第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画に基づく各施策を実施するべきではないか。	C	毎年度、全庁的なヒアリングを行うことにより、各部局の事務量の状況などを把握しながら、柔軟に職員の配置を検討していきます。
3	4(5)	15	計画体系イメージ図について、第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画が、各個別計画を包含しているように見えるため、修正した方がよい。	A	記載を改めます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの  
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)